

市民活動を応援します！！

令和 9 年度

豊田市市民活動促進補助金募集要領

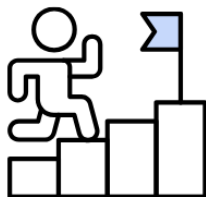


募 集 部 門

はじめの一步部門（立上期）

活動継続部門（継続期）

新規事業チャレンジ部門（発展期）



事前相談期間

令和8年11月1日（日）～12月10日（木）

事前相談申込締切：11月20日（金）17:00

申請に向けた具体的な相談から
「ちょっと聞いてみたい」程度の
軽い相談まで、気軽にご参加くだ
さい。



【Graffer 事前相談申込】

促進補助金申請期間

事前相談終了後～

令和9年1月13日（水）17:00

事前相談を受けていない場合は申請できません。

詳細は豊田市役所HP 豊田市市民活動促進補助金
令和9年度のページをご覧ください



【豊田市HP 豊田市市民活動促進補助金】

豊田市役所 地域交流課 とよた市民活動センター

- 目 次 -

(1) 制度の趣旨	P1
(2) 対象団体	P1
(3) 募集内容	P2
(4) 対象経費	P3
(5) 補助対象期間	P3
(6) 申請の手続きについて	P3-P5
(7) 審査項目及び審査基準	P6-P7
(8) 令和 9 年度市民活動促進補助金の流れ	P7
(9) Q & A	P8
(10) 特定非営利活動促進法に掲げる分野の市民活動一覧表	P9

(1) 制度の趣旨

市民活動は、社会に向けた公益的な活動（社会貢献活動）であり、豊田市が「市民と行政の共働によるまちづくり」を目指すうえで、まちづくりの大きな力となります。

こうした市民活動のさらなる活発化のため、市民活動団体に対し、団体活動の自立及び活性化、市民活動の拡充、市民活動に対する市民理解の増進を図るための取組や事業に補助金を交付します。

(2) 対象団体（申請できる団体の条件）

次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (1) 豊田市内で特定非営利活動促進法に掲げる分野（9 ページ参照）に関する市民活動を現に行っている。その形態は、任意団体、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人も含む）、一般社団法人及び公益社団法人。ただし共益活動のみを行う団体は除く。
- (2) 会員 5 名以上で構成されている団体
- (3) 政治活動、宗教活動を目的としていない団体
- (4) 暴力団でない団体、暴力団員が役員となっていない団体かつ暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体
- (5) 豊田市税の滞納がない団体 ※任意団体など、納税義務のない団体はこの限りではありません。
- (6) その他、対象部門ごとに定めた要件に合致する団体
- (7) とよた市民活動センターが取り決めた事前相談を行った団体
- (8) とよた市民活動センターとメールで連絡のとれる団体

(3) 募集内容

豊田市市民活動促進補助金には「はじめの一步部門」「活動継続部門」「新規事業チャレンジ部門」の3つの部門があります。

はじめの一步部門（立上期）	
目的	立上期における市民活動の 自立を図るため
設立年数	5年未満（申請年度で）
補助期間	2か年（1団体1回限り）※1年ごとの申請が必要
限度額等	1年目：10万円以内（補助率：10／10） 2年目：5万円以内（補助率：10／10）
活動継続部門（継続期）	
目的	市民活動の 継続と活性化、団体の自立強化、市民理解の増進を図るため
設立年数	規定なし
補助期間	2か年（1団体1回限り）※1年ごとの申請が必要
限度額等	1年目：20万円以内（補助率：2／3） 2年目：10万円以内（補助率：1／3）
新規事業チャレンジ部門（発展期）	
目的	新しい課題に対する取組を支援するため
設立年数	規定なし
補助期間	3か年または2か年（同一事業1回限り）※1年ごとの申請が必要
限度額等	3か年の場合全体で60万円以内、2か年の場合40万円以内 （補助率：2／3）

(留意事項)

- ・ 同一年度に複数部門の申請はできません。
- ・ 補助期間終了後1年を経過しなければ他部門への申請はできません。
- ・ 補助金額は、千円未満の端数を切捨てします。
- ・ **他補助制度との併用申請は、経費を区分してください。**重複補助はできません。補助金によっては、併用申請自体を認めていないものもありますので申請補助金の制度を確認のうえ、申請を検討ください。
- ・ 当該補助金に係る令和9年度予算の成立は令和9年3月議会となりますのでご承知おきください。

(4) 対象経費

補助対象となる主な経費	
人件費	給料・賃金 等
報償費	講座、講演会等における講師への謝礼 等
旅費・交通費	活動及び研修に参加する際の交通費、宿泊費 等 ※団体内のメンバーに支払いの場合は別途支払い管理表が必要
消耗品費	コピー代、事務用品（用紙・インク・文具等）、材料費 等 （消耗品とは使用することで劣化しやすいもの、長期間保存に耐えないもの等）
燃料費	発電機、機器などの稼働に使用する燃料※車両のガソリン代は含まれません。
印刷製本費	チラシ、ポスター、リーフレット等の印刷 冊子作成のための製本費 等
通信運搬費	通信費（電話代、切手代、郵送代）
保険料	ボランティア保険、レクリエーション保険 等
使用料	会場使用料（交流館等）、物品等のレンタル料 等
備品購入費	備品購入 ※税込 20,000 円／個 以上の物品 ※備品の詳細と値段の分かるものの提出が必要 ※消耗品と明確に分け、補助事業で取得した備品は事業完了後も適切な管理運用が必要 ※5万円（消費税含）を超える備品を取得の場合、事業完了後管理状況を確認する場合があります
負担金	研修参加費、受講料 等
その他	上記、各費目以外に必要な経費

※食糧費は対象となりません。

(5) 補助対象期間

令和9年4月1日(木) ～ 令和10年3月31日(金)まで（単年度補助）

(6) 申請の手続きについて

事前相談について

補助金の申請には、事前相談が必要です。

事前相談申込期間：令和8年11月1日（日）～11月20日（金）17：00

事前相談期間：令和8年11月1日（日）～12月10日（木）16：00

事前相談相申込は、右記の二次元コードまたは下記の URL からお願いします。



<https://ttzk.graffer.jp/city-toyota/smart-apply/apply-procedure-alias/09hozyokin-zizensoudan-mousikomi>

本相談では、軽易な確認事項から、申請に向けた具体的な検討事項まで、幅広い内容の相談を受け付けております。

事前相談申し込み後、とよた市民活動センターにて日程を調整し、対面またはオンライン（※）で行います。※タブレット・パソコン・スマホ等、インターネットが繋がれば使用する機器は問いません。

事前相談には**団体から2名以上のご参加**をお願いいたします。

補助金申請について

申請期間：事前相談終了後～令和9年1月13日（水）17:00（厳守）

事前相談後に申請方法を案内します。

事前相談を受けていない場合は、補助金申請を行うことができません。

一次審査会について（書類審査）について

参加は不要です。

審査結果は、令和9年2月28日中に申請されたときのメールアドレスにご連絡します。

二次審査会（公開プレゼンテーション）について

審査会日時：令和9年3月13日（土） 10:00～17:00（予定）

※一次審査を通過した団体は、必ずご参加ください。

詳細につきましては、対象団体へ個別にご連絡いたします。

プレゼンテーション資料作成について

プレゼンテーション資料は、PowerPointなどで作成し、PDF形式で提出してください。

ファイル名は「プレゼンテーション資料_団体名」※「団体名」には、申請された団体名をご記入ください。

プレゼンテーション資料の提出期限：令和9年3月6日（土）17:00〔厳守〕

提出方法につきましては、一次審査を通過された団体へご案内いたします。

なお、一次審査通過のご連絡後、資料提出までの期間が短くなっておりますので、円滑にご提出いただけるよう、早めのご準備をお願いいたします。

プレゼンテーション時間

1 団体あたりの発表時間 5 分、質疑応答 5 分を予定しています。

（詳細は一次審査通過団体へご連絡します。）

審査は、市民活動促進委員会会長が指名する委員及び委員以外の者5名以内で構成された「豊田市市民活動促進補助金審査会」で行います。はじめの一步部門のみ、二次審査に市民審査員を選出し審査会と共に審査を行います。

二次審査会は、審査員から今後の活動に役立つアドバイスや新たな視点が得られることがあります。

す。事前申込不要で出入り自由ですので、団体の皆様にも傍聴いただき、今後の活動のヒントに
していただければと思います。

その他

二次審査を通過された団体につきましては、口座情報のご提出をお願いいたします。

団体名義の口座開設には時間を要する場合がありますため、二次審査後の手続きが円滑に進むよう、
事前のご準備をおすすめいたします。

「はじめの一步部門」の市民審査員の選出について

- ・ 団体の会員から、二次審査発表者とは**別の会員を審査員として1名選出**してください。
- ・ 市民審査員の投票点は2点あり、良いと思った団体に1点ずつ投票いただきます（自団体投票可）。
- ・ 市民審査員が選出できなかった団体は、二次審査発表者と兼ねることができるとしますが、その場合は、投票点のうち1点減点し自団体へは投票できません。
- ・ 市民審査員は審査会途中での交代はできません。

(7) 審査項目及び審査基準

審査会審査員の審査基準及び評価基準は下表のとおりです。

審査会の評価は、下表の各審査項目に対し、審査基準及び評価基準を用いて行われます。

審査項目	審査基準	はじめの一步部門	活動継続部門	新規事業チャレンジ部門
課題認識 (配点：5点)	<ul style="list-style-type: none"> 団体の活動目的・目標が明確となっている。 ※ 特定の個人や団体の利益、趣味や娯楽が主目的の活動、会員相互の親睦活動になっていないか。 	5	5	5
資金 (配点：5点)	<ul style="list-style-type: none"> 団体の自主的な財源を確保しようとしている。(会費・参加費等) 	5	5	5
継続性 (配点：5点)	<ul style="list-style-type: none"> 団体の組織的な活動ができる体制（役割、担い手、会員数等）が整っている。 適正な事業計画が作成されている。 	5	5	5
組織強化 (配点：5点)	<ul style="list-style-type: none"> 団体の組織強化への取組が明確になっている。 必要な資源（人・モノ・情報）の確保に向けた方針や、計画が明確である。 		5	5
実現性 (配点：5点)	<ul style="list-style-type: none"> 新規事業に対する3年または2年後の目的と目標が明確になっている。 新規事業の3か年または2か年計画ができています。 			5
	合計	15点	20点	25点

はじめの一步部門はここに
市民審査員の得票点が加算されます。

・審査項目に対し、下記の評価基準を用いて評価します。

大変良く 当てはまる	良く 当てはまる	当てはまる	まあまあ 当てはまる	ほとんど 当てはまらない
5	4	3	2	1

助対象基準点

はじめの一步部門	10点（審査会の評価点と市民審査員の投票点の合計点）
活動継続部門	12点（審査会の評価点）
新規事業チャレンジ部門	15点（審査会の評価点）

- ・ 補助対象基準点は上表のとおりです。ただし、全ての審査項目が2点以上であることとします。
- ・ 補助金予算額内において、補助対象基準点に達している団体の上位から順に補助団体を決定します。

（８）令和９年度市民活動促進補助金の流れ

内 容	日 付	備 考
事前相談期間	令和８年１１月１日（日） ～ 令和８年１２月１０日（木） 事前相談申込締切：１１／２０ １７：００	補助金申請希望団体は、必ず事前相談を行ってください。
申請期間	事前相談終了後～ 令和９年１月１３日（水）１７：００	事前相談後に申請方法を案内します。
令和８年度補助金交付団体による成果発表会	令和９年２月２８日（日） １０：３０～１２：００（予定）	見学出入り自由です。 （二次審査会の参考になります。）
一次審査会	出席不要 令和９年２月２８日中にメールにて審査結果を通知します。	
二次審査資料の提出	令和９年３月６日（土）１７：００	締切厳守
二次審査会 （公開プレゼンテーション）	令和９年３月１３日（土） １０：００～１７：００（予定） 時間など詳細は後日対象団体へ連絡します。	一次審査通過団体は要出席 「はじめの一步」部門は併せて市民審査員の出席
補助決定日	令和９年４月１日（木）	
補助金支払	令和９年５月下旬	団体名義の口座が必要
実績報告書提出	事業終了３０日以内又は 令和１０年４月１０日の早い期日	様式等は別途通知
成果発表会	令和１０年２月もしくは３月	翌年度申請しない団体のみ

※場所はいずれもとよた市民活動センター

(9) Q&A

Q 1 : 補助率 2 / 3 や 1 / 3 とは、どういう意味か？

A 1 : 「補助対象経費の 2 / 3、または 1 / 3 を補助する」ということです。

例えば、活動継続部門 1 年目において合計で 30 万円の申請の場合、補助金は 20 万円、残りの 10 万円は団体の自己負担となります。30 万円支出した事実があつて初めて 20 万円の補助が認められますので、30 万円分の領収書が必要となります。結果的に実績が 24 万円しかかからなかった場合は、その 2 / 3 の 16 万円に補助金が減額されます。

同様に、活動継続部門 2 年目申請額 30 万円であれば補助金 10 万円、残りの 20 万円は団体の自己負担となります。

Q 2 : 食糧費とは？

A 2 : ペットボトルのお茶や水、レストランでの食事やお弁当などは食糧費です。補助金の対象となりません。

例えば、講師への謝礼は対象となりますが、講師の弁当代は対象となりませんのでご注意ください。

Q 3 : 備品の詳細や値段がわかるものとは？

A 3 : 見積書（コピー可）を提出ください。

見積書がない場合は、インターネット等で調べた商品の画面を印刷したものを提出ください。

Q 4 : 単年度補助とは？

A 4 : 申請年度内の対象経費に対する補助です。

各部門とも 2 年ないしは 3 年の補助期間がありますが、毎年申請し、審査を受けていただく必要があります。二次審査の公開プレゼンテーションでは、前年度の成果発表も含め行ってください。

(10) 特定非営利活動促進法に掲げる分野の市民活動一覧表

分野	活 動 内 容
1	保健、医療又は福祉の推進を図る活動
2	社会教育の推進を図る活動
3	まちづくりの推進を図る活動
4	観光の振興を図る活動
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7	環境の保全を図る活動
8	災害救援活動
9	地域安全活動
10	人権擁護又は平和の推進を図る活動
11	国際協力の活動
12	男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
13	子どもの健全育成を図る活動
14	情報化社会の発展を図る活動
15	科学技術の振興を図る活動
16	経済活動の活性化を図る活動
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18	消費者の保護を図る活動
19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

豊田市役所 地域活躍部 地域交流課 とよた市民活動センター

〒471-0026

豊田市若宮町1丁目57番地1 T-FACE A館9階

TEL 0565-36-1730

E-mail : tec@city.toyota.aichi.jp



問合せ時間 : 10:00~17:15 (火曜日を除く)

豊田市市民活動促進補助金ページはこちら